

社会福祉施設職員退職手当共済法（制定当初）

昭和36年 6 月19日公布

法 律 第 1 5 5 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 退職手当共済契約（第 3 条－第 6 条）
- 第 3 章 退職手当金（第 7 条－第14条）
- 第 4 章 掛金（第15条－第17条）
- 第 5 章 国及び都道府県の補助（第18条・第19条）
- 第 6 条 雑則（第20条－第29条）
- 附 則

第 1 章 総 則

（この法律の目的）

第 1 条 この法律は、社会福祉施設を経営する社会福祉法人その他の者の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設の職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与することを目的とする。

（定 義）

第 2 条 この法律において「社会福祉施設」とは、次の各号に掲げる施設をいう。

1. 生活保護法（昭和25年法律第144号）第41条第 2 項の規定による認可を受けた養老施設、救護施設、更正施設、授産施設及び宿所提供施設
 2. 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第 3 項の規定による認可を受けた乳児院、母子寮、保育所、養護施設、精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設、し体不自由児施設、情緒障害児短期治療施設及び教護院
 3. 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第 2 項の規定による指定を受けたし体不自由者更正施設、失明者更正施設、ろうあ者更正施設及び身体障害者収用授産施設
 4. 精神薄弱者福祉法（昭和35年法律第37号）第16条第 4 項に規定する精神薄弱者援護施設
 5. その他前各号に準ずる施設で政令で定めるもの
- 2 この法律において「経営者」とは、社会福祉施設を経営する社会福祉法人その他の者で、国及び地方公共団体以外のものをいう。

- 3 この法律において「職員」とは、経営者に使用され、かつ、その者の経営する社会福祉施設の業務に常時従事することを要する者をいう。ただし、1年未満の期間を定めて使用される者（その者が1年以上引き続き使用されるに至った場合を除く）を除く。
- 4 この法律において「退職手当共済契約」とは、経営者が、この法律の定めるところにより社会福祉事業振興会（以下「振興会」という。）に掛金を納付することを約し、振興会が、その経営者の使用する職員について、この法律の定めるところにより退職手当金を支給することを約する契約をいう。
- 5 この法律において「共済契約者」とは、退職手当共済契約の当事者である経営者をいう。
- 6 この法律において「被共済職員」とは、共済契約者に使用される職員をいう。
- 7 社会福祉施設の経営者に変更が生じた場合において、変更前の経営者がその変更時まで退職手当共済契約を締結しており、かつ、変更後の経営者がその変更時から退職手当共済契約を締結したときは、変更前の経営者に使用されていた職員で引き続き変更後の経営者に使用されるに至ったものは、変更前の経営者に使用される職員となつた時から引き続き変更後の経営者に係る被共済職員であつたものとみなす。

第2章 退職手当共済契約

（契約の締結）

第3条 振興会は、次の各号に掲げる場合を除いては、退職手当共済契約の締結を拒絶してはならない。

1. 契約の申込者が第6条第2項第2号又は第3項の規定により退職手当共済契約を解除され、その解除の日から起算して6箇月を経過しない者であるとき。
2. 契約の申込者が共済契約者であつたことがある者である場合において、その者につき、納付期限をこえてまだ納付されていない掛金（割増金を含む。）があるとき。
3. 契約の申込者に使用されている職員につき、中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）の規定による退職金共済契約が締結されているとき。
4. 前3号に掲げるもののほか、厚生省令で定める正当な理由があるとき。

（契約の成立）

第4条 退職手当共済契約は、振興会が契約の申込みを承諾したときは、その申込みの日において成立したものとみなし、かつ、その日から効力を生ずる。

- 2 退職手当共済契約が成立したときは、共済契約者は、遅滞なく、その旨を被共済職員に通知しなければならない。

(被共済職員等の受益)

第5条 被共済職員及びその遺族は、当然退職手当共済契約の利益を受ける。

(契約の解除)

第6条 振興会又は共済契約者は、次項から第4項までに規定する場合を除いては、退職手当共済契約を解除することができない。

2 振興会は、次の各号に掲げる場合には、当該退職手当共済契約を解除しなければならない。

1. 共済契約者が、経営者でなくなつたとき。

2. 共済契約者が、納付期限後2箇月以内に掛金を納付しなかつたとき。

3. 共済契約者が、当該退職手当共済契約に係る被共済職員につき、中小企業退職金共済法の規定による退職金共済契約を締結したとき。

3 振興会は、共済契約者が第28条第1号若しくは第2号の違反行為をしたとき、又は共済契約者（共済契約者が法人である場合におけるその代表者を含む。）若しくはその代理人、使用人その他の従業者が、当該共済契約者の業務に関して、同条第3号の違反行為をしたときは、当該退職手当共済契約を解除することができる。

4 共済契約者は、すべての被共済職員の同意を得たときは、当該退職手当共済契約を解除することができる。

5 退職手当共済契約の解除は、将来に向かつてのみ効力を生ずる。

6 振興会は、第2項又は第3項の規定による退職手当共済契約を解除したときは、当該契約に係る被共済職員にその旨を通知しなければならない。

第3章 退職手当金

(退職手当金の支給)

第7条 振興会は、被共済職員が退職（被共済職員が前条第2項第2号若しくは第3号、第3項又は第4項の規定による退職手当共済契約の解除以外の理由により被共済職員でなくなることをいう。以下同じ。）したときは、その者（退職が死亡によるものであるときは、その遺族）に対し、退職手当金を支給する。ただし、被共済職員となつた日から起算して一年に満たないで退職したときは、この限りではない。

(金 額)

第8条 退職した者の被共済職員期間が10年をこえない場合における退職手当金の額は、政令で定める8,000円を下らない額にその者の被共済職員期間の年数を乗じて得た額に、被共済職員期間が5年をこえない者にあつては100分の60を、被共済職員期間が5年をこえ10年を

こえない者にあつては100分の75を乗じて得た額とする。

2 退職した者の被共済職員期間10年をこえず、かつ、その退職が自己の都合によらないものである場合における退職手当金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間の年数を乗じて得た額とする。

3 退職した者の被共済職員期間が10年を超える場合における退職手当金の額は、第1項の規定に基づく政令で定める額にその者の被共済職員期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

1. 10年までの期間については、1年につき100分の100

2. 10年をこえ、20年までの期間については、1年につき100分の110

3. 20年をこえる期間については、1年につき100分の120

第9条 退職した者の被共済職員期間が25年以上である場合（次項の規定に該当する場合を除く。）における退職手当金の額は、前条の規定にかかわらず、同条第1項の規定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

1. 10年までの期間については、1年につき100分の125

2. 10年をこえ、20年までの期間については、1年につき100分の137.5

3. 20年をこえ、30年までの期間については、1年につき100分の150

4. 30年をこえる期間については、1年につき100分の137.5

2 退職した者が業務上の負傷若しくは疾病により政令で定める程度の廃疾の状態になったことにより、又業務上死亡したことにより退職したものである場合における退職手当金の額は、前条の規定にかかわらず、同条第1項の規定に基づく政令で定める額に、その者の被共済職員期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

1. 10年までの期間については、1年につき100分の150

2. 10年をこえ、20年までの期間については、1年につき100分の165

3. 20年をこえ、30年までの期間については、1年につき100分の180

4. 30年をこえる期間については、1年につき100分の165

（遺族の範囲及び順位）

第10条 第7条の規定により退職手当金の支給を受けるべき遺族は、次の各号に掲げる者とする。

1. 配偶者（届出をしていないが、被共済職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）

2. 子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で被共済職員の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

3. 前号に掲げる者のほか、被共済職員の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族
4. 子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で第2号に該当しないもの
- 2 退職手当金の支給を受けるべき遺族の順位は、前号各号の順序により、同項第2号及び4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に規定する順序による。この場合において、父母については養父母、実父母の順序により、祖父母においては養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順序による。
- 3 前項の規定により退職手当金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上ある時は、退職手当金は、その人数によつて等分して支給する。

(被共済職員期間の計算)

- 第11条 被共済職員期間を計算する場合には、月によるものとし、その者が被共済職員となつた日の属する月から被共済職員でなくなつた日の属する月までをこれに算入する。
- 2 前項の場合において、その者が被共済職員となつた日の属する月から被共済職員でなくなつた日の属する月までの期間のうちに、その者が当該社会福祉施設の業務に従事した日数が10日以下である月があるときは、その月は、同項の規定にかかわらず、被共済職員期間に算入しない。
 - 3 被共済職員が業務上負傷し又は疾病にかかり、療養のために当該社会福祉施設の業務に従事しなかつた期間並びに女子である被共済職員が出産前6週間及び出産後6週間において当該業務に従事しなかつた期間は、前項の規定の適用については、当該被共済職員は、当該業務に従事したものとみなす。
 - 4 被共済職員が被共済職員でなくなつた日の属する月にさらに被共済職員となつた場合において、その月がその被共済職員でなくなつたことによつて支給される退職手当金の計算の基礎となつているときは、その月は、第1項の規定にかかわらず、その被共済職員となつた後の期間に係る被共済期間に算入しない。
 - 5 引き続き1年以上被共済職員であつた者が、第6条第2項第2号若しくは第3号、第3項又は第4項の規定によつて退職手当共済契約が解除されたことにより被共済職員でなくなつた場合において、その者が、被共済職員でなくなつた日から起算して1箇月以内にさらに被共済職員となり、引き続き1年以上被共済職員であつたときは、第1項の規定の適用については、その者は、その間引き続き被共済職員であつたものとみなし、その者が、被共済職員でなくなつた日から起算して1箇月をこえ、同日から起算して5年以内にさらに被共済職員となり、引き続き1年以上被共済職員であつたときは、前後の各期間につき前4項の規定によつて計算した被共済職員期間を合算する。
 - 6 被共済職員期間（前項の規定により2以上の被共済職員期間を合算すべき場合には、合算

後の被共済職員期間)に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。

(支払の差止め)

第12条 振興会は、退職した被共済職員をその退職時まで使用していた共済契約者が、当該退職の日の属する事業年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)の掛金を納付するまでは、当該退職に係る退職手当金の支払を差し止めることができる。

(支給の制限)

第13条 振興会は、被共済職員が自己の犯罪行為その他これに準ずべき重大な非行により退職したときは、退職手当金を支給しない。

2 振興会は、被共済職員を故意に死亡させた者には、退職手当金を支給しない。被共済職員の死亡前にその者の死亡によつて退職手当金の支給を受けるべき者を故意に死亡させた者にも、同様とする。

(譲渡等の禁止)

第14条 退職手当金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さえる場合は、この限りではない。

第4章 掛 金

(掛金の納付)

第15条 共済契約者は、毎事業年度、振興会に掛金を納付しなければならない。

2 掛金は、退職手当金の支給に要する費用に充てられるべきものとし、その額は、その政令で定める。

(納付期限)

第16条 毎事業年度に納付すべき掛金の納付期限は、当該事業年度の5月31日とする。ただし、新たに退職手当共済契約が締結された場合における当該契約の申込みの日又はその承諾の日が属する事業年度分の掛金にあつては、振興会が当該契約の申込みを承諾した日から起算して2箇月を経過する日とする。

2 振興会は、災害その他やむをえない理由により掛金の納付義務者が掛金をその納付期限までに納付することができないと認めるときは、その納付期限を延長することができる。

(割増金)

第17条 振興会は、掛金の納付義務者が掛金をその納付期限までに納付しなかつたときは、そ

の納付義務者に対し、割増金を請求することができる。

- 2 割増金の額は、掛金の額100円につき1日6銭の割合で納付期限の翌日から納付の日の前日までの日数によつて計算した額をこえることはできない。

第5章 国及び都道府県の補助

（国の補助）

第18条 国は、毎年度、予算の範囲内において、振興会に対し、次の各号に掲げる経費を補助することができる。

1. 退職手当金の支給に要する費用の3分の1以内
2. 振興会の事務に要する費用

（都道府県の補助）

第19条 都道府県は、毎年度、当該都道府県の予算の範囲内において、振興会に対し、退職手当金の支給に要する費用の1部を補助することができる。

第6章 雑 則

（時 効）

第20条 退職手当金の支給を受ける権利及び掛金を請求し、又はその返還を受ける権利は5年を経過したときは、時効によつて消滅する。

（届 出）

第21条 共済契約者は、厚生省例の定めるところにより、被共済職員の異動、業務に従事した日数その他厚生省令で定める時効を振興会に届け出なければならない。

（記録の作成及び保存）

第22条 共済契約者は、その使用する被共済職員ごとに、従業の状況その他厚生省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

- 2 共済契約者は、前項の記録を、その作成の日から起算して2年間、保存しなければならない。

（立入検査）

第23条 厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員をして、社会福祉施設又は経営者の事務所に立ち入つて、被共済職員若しくは掛金に関する事項について関係人に質問させ、又はこれらの事項に関する帳簿書類を検査させることができる。

- 2 前項の規定によつて質問及び検査を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(原簿)

第24条 振興会は、被共済職員に関する原簿を備え、これに被共済職員の氏名、被共済職員期間その他厚生省令で定める事項を記録しなければならない。

- 2 被共済職員又は被共済職員であつた者は、厚生省令の定めるところにより、いつでも前項の原簿の閲覧を請求することができる。

(あつせん)

第25条 退職手当共済契約の成立若しくはその解除の効力又は掛金に関して、振興会と契約の申込者又は共済契約者との間に紛争が生じた場合において、契約の申込者又は共済契約者から請求があつたときは、厚生大臣は、その紛争の解決についてあつせんをすることができる。

- 2 被共済職員期間又は退職手当金に関して、振興会と被共済職員又は被共済職員であつた者若しくはその遺族との間に紛争が生じた場合において、被共済職員又は被共済職員であつた者若しくはその遺族から請求があつたときも、前項と同様とする。
- 3 前2項の規定によるあつせんの請求の手續その他あつせんに関して必要な事項は、厚生省令で定める。

(戸籍事項の無料証明)

第26条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市においては、区長とする。）は、振興会又は退職手当金の支給を受ける権利を有するものに対して、当該市町村（特別区を含む。）の条例の定めるところにより、被共済職員、被共済職員であつた者又は退職手当金の支給を受ける権利を有する者の戸籍に関し、無料で証明を行なうことができる。

(実施命令)

第27条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手續その他の執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

(罰則)

第28条 次の各号の1に該当する者は、5,000円以下の罰金に処する。

1. 第21条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者。

2 第22条第1項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は同条第2項の規定に違反した者。

3 第23条第1項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は同項の規定による当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者。

第29条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和36年10月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、昭和37年4月1日から施行する。

(厚生省設置法の一部改正)

2 厚生省設置法(昭和24年法律第151号)の1部を次のように改正する。

第12条第4号の次に次の1号を加える。

4の2 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和36年法律第155号)を施行すること。

(社会福祉事業振興会法の一部改正)

3 社会福祉事業振興会法(昭和28年法律第240号)の1部を次のように改正する。

第1条中「社会福祉法人に対し」を「社会福祉法人に対する」に、「資金を融通し、」を「資金の融通」に、「社会福祉事業に関し」を「社会福祉事業に関する」に、「助成を行い」を「助成を行うとともに、社会福祉施設職員退職手当共済制度を運営し」に改める。

第23条第1項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

3 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和36年法律第155号)の規定による退職手当金の支給に関する業務を行うこと。

第24条第2項中「目的」の下に「社会福祉施設職員退職手当共済事業の運営の方法」を加え、「代理業務」を「委託業務」に改める。

第25条の見出しを「(業務の委託)」に改め、同条第1項中「貸付業務」を「業務」に、「代理させる」を「委託する」に改め、同条第2項中「貸付業務」を「業務」に、「代理させ」を「委託し」に、「代理業務」を「委託業務」に改め、同条第3項中「貸付業務の代理をする」を「業務の委託を受けた」に、「当該代理業務」を「当該委託業務」に改める。

第27条の次に次の1条を加える。

(経理の区分)

第27条の2 振興会は、第23条第1項第3号の業務に係る会計を他の業務に係る会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

第32条第2項中「この法律」の下に「又は社会福祉施設職員退職手当共済法」を加える。

第33条第1項中「貸付業務を代理する」を「業務の委託を受けた」に、「当該代理業務」を「当該委託業務」に改める。

第34条第2項第1号中「この法律に基づく命令」を「社会福祉施設職員退職手当共済法、これらの法に基づく命令」に改める。

第35条中「貸付業務の代理をする」を「業務の委託を受けた」に改める。